

「大雨災害特別相談室」の設置等について

この度の大雨災害により被災された中小企業・小規模事業者等に対して、国、広島県、広島市から、次のとおり対策が講じられます。（8月28日現在）

詳細は同封の添付資料をご覧ください。か商工会までお問い合わせください。

(添付資料)

1. 国（中小企業庁）

- ①特別相談窓口の設置
- ②災害復旧貸付の適用
- ③既往債務の返済条件等の対応
- ④小規模企業共済災害時即日貸付の適用

2. 広島県

災害復旧に係る広島県県費預託融資制度（緊急対応融資）

3. 広島市

広島市中小企業特別融資制度（災害復旧資金）

4. 安佐南区、安佐北区

区役所「被災者支援総合窓口」への相談員の配置

平成 26 年 (2014 年) 8 月 23 日 (土)
経済観光局ものづくり支援課 課長：天野
電話：504-2644 内線：3460

安佐南区役所及び安佐北区役所「被災者支援総合窓口」への中小企業者に対する
相談員の配置について

平成 26 年 8 月 24 日 (日) から、被災された中小企業を支援するため相談員を配置します。

1 相談員の配置

安佐南区 安佐南区役所区政調整課「被災者支援総合窓口」 082-831-4927

安佐北区 安佐北区役所区政調整課「被災者支援総合窓口」 082-819-3903

2 支援内容

(1) 広島市等の融資制度の利用

- ・ 広島市 中小企業特別融資 (災害復旧資金)
- ・ 広島県 緊急対応融資 (倒産防止等資金)
- ・ その他 (株)日本政策金融公庫融資など

(2) 経営支援制度の利用

- ・ 広島市 経営支援アドバイザー派遣 等

(3) その他経営に関する様々な相談に応じます。

(参考)

広島市経済観光局ものづくり支援課 (082-504-2237)、
広島市中小企業支援センター (082-278-8032) においても相談に応じます。

平成 26 年 8 月 20 日



平成 26 年 8 月 19 日からの大雨に係る災害に関して 被災中小企業・小規模事業者対策を行います

経済産業省は、平成 26 年 8 月 19 日からの大雨に係る災害に関して広島県に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策を行います。

1. 特別相談窓口の設置

広島県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構中国本部及び中国経済産業局に特別相談窓口を設置します(参考資料①参照)。

2. 災害復旧貸付の適用

被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、広島県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を別枠で融資を行う災害復旧貸付を適用します(参考資料②参照)。

3. 既往債務の返済条件緩和等の対応

広島県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

4. 小規模企業共済災害時即日貸付の適用

今般の災害により被害を受けた広島県の災害救助法適用地域の小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時即日貸付を適用します(参考資料③参照)。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁経営安定対策室長 大槻

担当者:野村、村山

電話:03-3501-1511(内線 5251)

03-3501-2698(直通)

(参考資料①)

平成26年8月19日からの大雨に係る災害に関する特別相談窓口

機関名	支店名		連絡先
(株)日本政策金融公庫	広島支店	国民生活事業	082-244-2231
(株)日本政策金融公庫	広島支店	中小企業事業	082-247-9151
(株)日本政策金融公庫	呉支店	国民生活事業	0823-24-2600
(株)日本政策金融公庫	尾道支店	国民生活事業	0848-22-6111
(株)日本政策金融公庫	福山支店	国民生活事業	084-922-6550
(株)商工組合中央金庫	広島支店		082-248-1151
(株)商工組合中央金庫	福山支店		084-922-6830
(株)商工組合中央金庫	広島西部支店		082-277-5421
広島県信用保証協会			082-228-5501
広島商工会議所			082-222-6610
尾道商工会議所			0848-22-2165
呉商工会議所			0823-21-0151
福山商工会議所			084-921-2345
三原商工会議所			0848-62-6155
府中商工会議所			0847-45-8200
三次商工会議所			0824-62-3125
庄原商工会議所			0824-72-2121
大竹商工会議所			0827-52-3105
竹原商工会議所			0846-22-2424
因島商工会議所			0845-22-2211
東広島商工会議所			082-420-0301
廿日市商工会議所			0829-20-0021
広島県商工会連合会			082-247-0221
広島県中小企業団体中央会			082-228-0926
中小企業基盤整備機構	中国本部		082-502-6300
中国経済産業局産業部中小企業課			082-224-5661

合計 26か所

〔災害復旧貸付の概要〕

【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【金利】（いずれも平成26年8月20日現在、貸付期間5年の場合）

○日本政策金融公庫

中小企業事業 → 基準利率1.60%

国民生活事業 → 標準利率（災害貸付等）1.55%

○商工組合中央金庫 → 所定の利率（相談の上決定）

【貸付限度額】

別枠で、

○日本政策金融公庫

中小企業事業 → 1億5千万円（代理貸付：7千5百万円）

国民生活事業 → 3千万円（代理貸付：1千5百万円）

○商工組合中央金庫 → 1億5千万円

【貸付期間】

設備資金・運転資金とも10年以内（据置2年以内）

【担保特例】

日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）

→ 直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱う。

小規模企業共済災害時貸付の概要

1. 貸付対象者

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12カ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害又はこれに準ずる災害として機構が認める災害の被災区域内に事業所（※）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

（1）被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。

（2）当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

※ 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。

2. 貸付条件

- （1）貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
- （2）貸付利率：年0.9%（平成26年8月20日現在）
- （3）貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月
505万円以上 60ヵ月
- （4）償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- （5）担保、保証人：不要
- （6）借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

3. その他

罹災証明等の書類が整っていれば、原則、即日融資が可能。（登録窓口が商工中金の場合）

災害復旧に係る広島県県費預託融資制度

自然災害により被災した中小企業への復旧資金の融資制度

大雨等による自然災害により直接被害を受け、復旧資金が必要な方が利用できます。

項目	内 容																				
資 金 名	緊急対応融資（倒産防止等資金（県指定等）） 自然災害																				
対 象 者	県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者、組合等で、自然災害により直接被害を受け（※）、復旧資金を必要とする者 ※ 市町が発行する「り災証明書」が必要です。																				
資 金 使 途	運転資金及び設備資金																				
融 資 限 度 額	中小企業者 4,000万円 組 合 等 8,000万円 ※ ただし、復旧経費の範囲内を限度とする。																				
融 資 期 間	運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置3年以内） ※ 運転資金と設備資金を併用する場合は、運転資金の融資期間を適用。																				
融 資 利 率 (平成26年4月1日現在)	変動金利（保証付き）1.22% （保証なし）1.52% 固定金利（保証付き）1.42% （保証なし）1.72%																				
信 用 保 証	原則として、広島県信用保証協会の保証付きとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 率</td> <td>1.52</td> <td>1.40</td> <td>1.24</td> <td>1.08</td> <td>0.92</td> <td>0.77</td> <td>0.64</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料 率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.77	0.64	0.60	0.45
区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
料 率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.77	0.64	0.60	0.45												
担 保 ・ 保 証 人	担保は、取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。 保証人は、法人の代表者を除き、原則不要。																				
取 扱 金 融 機 関	商工組合中央金庫、広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合																				
申 込 方 法	融資を希望する方は、市町が発行する「り災証明書」を添付して、取扱金融機関に申し込んでください。																				

【お問い合わせ先】

広島県商工労働局 経営革新課 (TEL) 082-513-3321

広島市中小企業特別融資制度（災害復旧資金）

項 目	内 容
対 象 者	<p>市内に主たる事業所を有し（法人にあつては市内に登録があること、個人事業者は市内に住所も必要）、1年以上継続して同一事業を営んでいる市内中小企業者及び組合で、納期の到来している市民税を完納しており、震災、風水害その他これらに類する災害により直接被害を受け、その復旧資金を必要とするもの。</p> <p>※ 区長が発行する「り災証明書」が必要です。</p>
資 金 使 途	<p>運転資金、設備資金 ※設置場所が広島市外である設備に対する設備資金も可</p>
融 資 限 度 額	7,000万円以内
返 済 期 間	<p>運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置1年以内）</p>
貸 出 利 率	年1.2%以下
信 用 保 証	原則として信用保証協会の保証付き（保証料率は保証協会の定めによる）
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会の所定の方法による
申 込 窓 口	<p>商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合</p> <p>広島県信用保証協会</p>
申 込 方 法	区長が発行する「り災証明書」を添付して、取扱金融機関又は広島県信用保証協会へ申し込んでください。

【お問い合わせ先】

広島市経済観光局 ものづくり支援課 (TEL) 082-504-2237